

【別紙】

規 約 新 旧 対 照 表

新	旧
第 1 条～第 2 7 条（略） （理事、理事長及び監事の選挙） 第 2 8 条 理事、理事長及び監事は、無記名投票による選挙により行わなければならない。 <u>ただし、候補者の数が選挙すべき理事、理事長及び監事の定数を超えない場合は、この限りでない。</u>	第 1 条～第 2 7 条（略） （理事、理事長及び監事の選挙） 第 2 8 条 理事、理事長及び監事は、無記名投票による選挙<u>する。</u>